

大阪市週休2日工事に関するQA
(建築工事版)

令和7年4月
大阪市都市整備局

目 次

【第2条（用語の定義）関係】

- 問1 関連工事（分離発注工事）がある場合の、現場閉所率はどのように算出するのか
- 問2 現場に出勤後すぐに、降雨や猛暑により現場作業を行わなかった場合は、現場閉所になるのか
- 問3 WBGT 値が 31 を超える時間帯のみ現場作業を行わなかったが、現場閉所として取り扱ってもらえるか

【第5条（対象期間）関係】

- 問4 部分引渡しを指定された工事はどのように週休2日の達成状況を確認するのか

【第7条（週休2日工事の取組内容）関係】

- 問5 現場着手時に工期内すべての現場閉所計画書を提出することはできるのか
- 問6 受注者希望方式において、「月単位の週休2日」を希望しない場合、現場閉所（計画・実績）書の提出は不要か
- 問7 関連工事（分離発注工事）に遅れが生じた場合における対象期間の取扱いについて

【第8条（週休2日工事に要する費用の計上）関係】

- 問8 週休2日工事の達成状況により、どのように工事請負金額が変更されるのか

【第2条（用語の定義）関係】

問1 関連工事（分離発注工事）がある場合、現場閉所率はどのように算出するのか

（回答）

- 分離発注工事の場合は、各発注工事単位で、現場閉所率を算出します。

問2 現場に出勤後すぐに、降雨や猛暑により現場作業を行わなかった場合は、現場閉所になるのか。

（回答）

- 現場作業を実施せず、すぐに帰宅等していれば現場閉所となるが、現場事務所等で事務作業などを実施している場合は、現場閉所となりません。現場閉所とは、「現場や事務所での事務作業を含めて、1日を通して当該工事に係る作業を行っていない状態」と定義としています。
- 現場作業を実施後に降雨や猛暑で作業を終了しても、すでに作業を実施しているので、現場閉所とはなりません。

問3 WBGT 値が 31 を超える時間帯のみ現場作業を行わなかったが、現場閉所として取り扱ってもらえるか

（回答）

- WBGT 値が 31 を超えるか超えないかに関わらず、当該工事に係る作業を行えば、その日は現場閉所とは扱えません。

【第5条（対象期間）関係】

問4 部分引渡しを指定された工事はどのように週休2日の達成状況を確認するのか

（回答）

- 部分引渡しを指定している場合は、「現場着手日^{※1}から部分引渡しに係る工事完成日^{※2}までの期間」を対象に週休2日の達成状況を確認します。
- その後、工事完成日の届出があった場合は、「現場着手日^{※1}から工事完成日^{※2}までの期間」を対象に週休2日の達成状況を確認します。

- ※1 現場着手日とは、現場事務所の設置、工事現場測量、資機材の搬入または仮設工事の開始等、現場で作業を開始した日をいう。
- ※2 令和8年度以降については、「工事完成日」を「現場完成期限」とする。

【第7条（週休2日工事の取組内容）関係】

問5 現場着手時に工期内すべての現場閉所計画書を提出することはできるのか

（回答）

- 工事期間中の現場閉所による週休2日達成を示した現場閉所計画書であれば提出できます。なお、作業実施日時の調整・対応が施設管理者と常に必要となる施設利用者が使用中の現場工事に限り、現場閉所計画書に記載する内容について、週休2日工事に取り組む方針の記載のみでも可とします。
ただし、計画に変更がある場合は都度、提出してください。なお、現場閉所実績書については毎月提出が必要です。

問6 受注者希望方式において、「月単位の週休2日」を希望しない場合、現場閉所（計画・実績）書の提出は不要か

（回答）

- 受注者希望方式において、受注者が「月単位の週休2日」の取組みを希望しない場合であっても「通期の週休2日」の達成を確認する必要がありますので、毎月、現場閉所を行った実績は「現場閉所（計画・実績）書（様式2）」の提出が必要です。
- なお、発注者指定方式又は受注者希望方式において、「月単位の週休2日」に取り組む場合は、要領第7条第4項により毎月、監督職員に提出される「現場閉所（計画・実績）書」（様式2）の提出が必要です。

問7 関連工事（分離発注工事）に遅れが生じた場合における対象期間の取扱いについて

(回答)

- 関連工事に遅れが生じた場合は、原則として、工事請負契約書に基づき、適切に元工期を延長します。工事（関連工事を除く）を一時中止した期間は、対象期間に含みません。

【第8条（週休2日工事に要する費用の計上）関係】

問8 週休2日工事の達成状況により、どのように工事請負金額が変更されるのか

(回答)

- 発注者指定方式（通期及び月単位の週休2日が必須）については、「月単位の週休2日」の達成を前提として別表4の補正係数を各経費に乗じて予定価格を算出しています。

「通期の週休2日」は達成し、「月単位の週休2日」ができなかった場合は、労務費の補正分を別表3の補正分に減額変更します。「通期の週休2日」も達成できなかった場合は、別表4の補正分を減額変更します。

- 受注者希望方式（月単位の週休2日は受注者の希望方式、通期の週休2日は必須）については、「通期の週休2日」の達成を前提として別表3の補正係数を各経費に乗じて予定価格を算出しているため、「月単位の週休2日」が達成できた場合は労務費の補正分を別表4の補正分に増額変更します。

また、「通期の週休2日」のみ達成できた場合は労務費の補正について増減の変更はありませんが、「通期の週休2日」も達成できなかった場合は、別表3の補正分を減額変更します。

- 発注者指定方式・受注者希望方式ともに一部完成期限のある工事においても、それぞれの工事において、上記と同様の取り扱いとなります。

- 週休2日の達成状況に係る増額又は減額の変更契約については、精算時に行います。

（一部完成期限のある工事においては、それぞれの工事の精算時に行う。）